

簡易型考査項目別運用表

(土)別紙4① 250万円未満 (土木工事)

監督員用

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
	II 配置技術者 〔現場代理人 主任技術者等〕	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
2 施工状況	I 施工管理	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
	II 工程管理	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
	III 安全対策	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
	IV 対外関係 〔関係官公庁 地元との調整 苦情の対応 関連工事〕	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい。 (規格値の概ね50%以内)	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい。 (規格値の概ね80%以内)	○ 出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、aおよびbに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	II 品質	品質の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい。 (規格値の概ね50%以内)	品質の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい。 (規格値の概ね80%以内)	○ 品質の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、aおよびbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※ 【創意工夫】については「(土)別紙1⑥」を、【市産品、材料調達】については「(土)別紙1⑦」を使用

簡易型考査項目別運用表

(土)別紙4② 250万円未満 (設備工事)

監督員用

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
	II 配置技術者 〔現場代理人 主任技術者等〕	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
2 施工状況	I 施工管理	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
	II 工程管理	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
	III 安全対策	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
	IV 対外関係 〔関係官公庁 地元との調整 苦情の対応 関連工事〕	適切である。	ほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	不適切である。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
3 出来形及び 出来ばえ	I 出来形	出来形管理が適切である。	出来形管理がほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	II 品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	○ 他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※ 【創意工夫】については「(土)別紙1⑥」を、【市産品、材料調達】については「(土)別紙1⑦」を使用

考查項目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I 創意工夫	<p>【施工】</p> <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 <input type="checkbox"/> ICT活用工事の加点として「和歌山市ICT活用工事実施要領」に基づき、起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く） <input type="checkbox"/> ICT活用工事の加点として「和歌山市ICT活用工事実施要領」に基づき、起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事	<p>【その他】</p> <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____
		<p>【品質】</p> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 <input type="checkbox"/> 配筋・溶接作業等に関する工夫	
		<p>【安全衛生】</p> <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫	<p>【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載</p> <p>評定： ± 0 点</p>
	<p>記述評価 (☑マークを付した評価内容を詳細記述)</p>		

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 評価は各項目において1つ☑マークが付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 該当するの数と重みを勘案して評点する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

審査項目	細別	キーワード一覧表		解説
5. 創意工夫	II. 市産品及び県産品	●市産品及び県産品の活用		
		1.市産品使用品目数	品使用 / 0点 ※市産品1品につき、1点を加点する。	
	2.県産品使用品目数	品使用 / 0点 ※県産品1品につき、0.5点を加点する。		
		<p>評定：0点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市産品及び県産品の活用があった場合、加点評価とする。 ・市産品とは、和歌山市市産品登録制度実施要綱に基づく和歌山市市産品登録制度に登録されているものをいう。 ・県産品とは、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱に基づくけんさんびん登録台帳に登録されているものをいう。 ・加点は、市産品1品目につき1点、県産品1品目につき0.5点とする。ただし加点の上限は5点とする。 ・受注者から提出のある工事材料承諾願を確認し、【工事成績評定へ加点する市産品(県産品)の合計数】で評価を行うものとする。 	【市産品及び県産品の詳細評価】	
	細別	キーワード一覧表	2.5点	解説
	III. 材料調達	●市内業者からの材料調達		
		1.市内業者からの材料調達率80%以上	□	
		<p>評定：0点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内調達率が高い場合加点評価とする。 ・加点は+5点～0点の範囲とする。 ・受注者から提出のある工事材料承諾願を確認し、【市内業者から材料を調達した業者数】／【材料を調達したすべての業者数】で市内業者からの材料調達率を算出し、評価を行うものとする。 	【材料調達の詳細評価】	

審査項目	細 別	対 応 事 項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工状況への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他</p> <p style="text-align: center;">理由: _____</p> <p style="text-align: center;">※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする</p>	<p>(1. について)</p> <p>切土の土工量: 20万m³以上、盛土の土工量: 15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ: 10m以上、トンネル(シールド)の直径: 8m以上、ダム用水門の設計水深: 25m以上、樋門又は樋管の内空断面積: 15m²以上、揚排水機場の吐出管径: 2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長: 25m以上、堰又は水門の径間数: 3径間以上、堰又は水門の扉面積: 50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ: 20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積: 100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積: 300m²以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深: 10m以上、地滑り防止工: 幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量: 100万m³以上、流路工の計画高水流量: 500m³以上、砂防ダムの堤高: 15m以上、ダムの堤高: 150m以上、転流トンネルの流下能力: 400m³/s以上、橋梁下部工の高さ: 30m以上、橋梁上部工の最大支間長: 100m以上</p> <p>(2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事 <p>(3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事
		<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10. その他</p> <p style="text-align: center;">理由: _____</p> <p style="text-align: center;">※上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする</p>	<p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 <p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事 <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業現場が広範囲に分布している工事 <p>(10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制限を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 雨、雪、風、気温、波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 16. その他</p> <p style="text-align: center;">理由: _____</p> <p style="text-align: center;">※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする</p>	<p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要性が生じた工事 <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 <p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業現場周辺に家屋が多数ある等、同意や工事説明に手間がかかる維持修繕工事 ※上記Ⅱの各項目と重複して評価しない <p>(16. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		<p>IV 長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)</p> <p style="text-align: center;">※但し、文書注意に至らない事故は除く</p> <p><input type="checkbox"/> 18. その他</p> <p style="text-align: center;">理由: _____</p> <p style="text-align: center;">※上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする</p>	
	評 価	評定: <u> 0 </u> 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点対象とする。
 ※2. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

7. 法令遵守等

法令遵守等の該当項目一覧表

措置内容	点数
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止3ヶ月以上	－ 20点
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	－ 8点
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	－ 5点
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	－ 3点
<input type="checkbox"/> 8. その他 〔理由： _____〕	－ 点
<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし	0点

点

- ① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
 - ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
 - ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
 - ④ 総合評価落札方式により契約を行った工事で、受注者が提出した技術資料の不履行時は、5点以上の減点とする。
 - ⑤ 事故発生時における文書注意の－8点とする行為。
 - 1)公衆災害(第三者に原因があることが明らかな場合を除く)
 - ・第三者の死亡又は休業4日以上を負傷事故、並びに第三者の死亡又は休業4日以上を負傷事故に繋がる可能性の高い事故(自損事故含む)
 - 2)労働災害
 - ・死亡事故、並びに安全管理が不適切で死亡事故に繋がる可能性の高い事故
 - ⑥ 事故発生時における口頭注意の－5点とする行為。
 - 1)公衆災害(第三者に原因があることが明らかな場合を除く)
 - ・第三者の死傷に繋がる可能性のある事故(自損事故含む)、並びに休業4日未満の負傷事故、物損事故
 - 2)労働災害
 - ・文書注意未満の休業4日以上を負傷事故。
- 【上記で評価する場合の適応事例】
1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕または公訴された。
 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。

8. 総合評価技術資料履行確認

該当項目
<input type="checkbox"/> 履行
<input type="checkbox"/> 不履行
<input checked="" type="checkbox"/> 対象外

審査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工状況への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他</p> <p style="text-align: center;">理由: _____</p> <p style="text-align: center;">※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする</p>	<p>(1. について)</p> <p>切土の土工量: 20万m³以上、盛土の土工量: 15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ: 10m以上、トンネル(シールド)の直径: 8m以上、ダム用水門の設計水深: 25m以上、樋門又は樋管の内空断面積: 15m²以上、揚排水機場の吐出管径: 2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長: 25m以上、堰又は水門の径間数: 3径間以上、堰又は水門の扉面積: 50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ: 20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積: 100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積: 300m²以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深: 10m以上、地滑り防止工: 幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量: 100万m³以上、流路工の計画高水流量: 500m³以上、砂防ダムの堤高: 15m以上、ダムの堤高: 150m以上、転流トンネルの流下能力: 400m³/s以上、橋梁下部工の高さ: 30m以上、橋梁上部工の最大支間長: 100m以上</p> <p>(2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事 <p>(3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事
		<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10. その他</p> <p style="text-align: center;">理由: _____</p> <p style="text-align: center;">※上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする</p>	<p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 <p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事 <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業現場が広範囲に分布している工事 <p>(10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制限を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 雨、雪、風、気温、波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 16. その他</p> <p style="text-align: center;">理由: _____</p> <p style="text-align: center;">※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする</p>	<p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 <p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業現場周辺に家屋が多数ある等、同意や工事説明に手間がかかる維持修繕工事 ※上記Ⅱの各項目と重複して評価しない <p>(16. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		<p>IV 長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)</p> <p style="text-align: center;">※但し、文書注意に至らない事故は除く</p> <p><input type="checkbox"/> 18. その他</p> <p style="text-align: center;">理由: _____</p> <p style="text-align: center;">※上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする</p>	
	評価	<p style="text-align: center;">評価: <u> 0 </u> 点</p>	

※1. 工事特性は、最大20点の加点対象とする。
 ※2. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

7. 法令遵守等

法令遵守等の該当項目一覧表

措置内容	点数
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止3ヶ月以上	- 20点
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	- 8点
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	- 5点
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	- 3点
<input type="checkbox"/> 8. その他 〔理由： _____〕	- 点
<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし	0点

点

- ① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
 - ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
 - ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
 - ④ 総合評価落札方式により契約を行った工事で、受注者が提出した技術資料の不履行時は、5点以上の減点とする。
 - ⑤ 事故発生時における文書注意の-8点とする行為。
 - 1)公衆災害(第三者に原因があることが明らかな場合を除く)
 - ・第三者の死亡又は休業4日以上を負傷事故、並びに第三者の死亡又は休業4日以上を負傷事故に繋がる可能性の高い事故(自損事故含む)
 - 2)労働災害
 - ・死亡事故、並びに安全管理が不適切で死亡事故に繋がる可能性の高い事故
 - ⑥ 事故発生時における口頭注意の-5点とする行為。
 - 1)公衆災害(第三者に原因があることが明らかな場合を除く)
 - ・第三者の死傷に繋がる可能性のある事故(自損事故含む)、並びに休業4日未満の負傷事故、物損事故
 - 2)労働災害
 - ・文書注意未満の休業4日以上を負傷事故。
- 【上記で評価する場合の適応事例】
1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕または公訴された。
 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。

8. 総合評価技術資料履行確認

該当項目
<input type="checkbox"/> 履行
<input type="checkbox"/> 不履行
<input checked="" type="checkbox"/> 対象外

(土)別紙6① 250万円未満(土木工事)

簡易型考査項目別運用表

検査員用

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
2 施工状況	I 施工管理	優れている。		やや優れている。		○ 他の評価に該当しない。	やや劣っている。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	劣っている。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表1によりaと判断する。	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表1によりa'と判断する。	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表1によりbと判断する。	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表1によりb'と判断する。	○ 出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表1によりcと判断する。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	II 品質	品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表2によりaと判断する。	品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表2によりa'と判断する。	品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表2によりbと判断する。	品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表2によりb'と判断する。	○ 品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表2によりcと判断する。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	III 出来ばえ	優れている。		やや優れている。		○ 他の評価に該当しない。	劣っている。	

※ 表1

ばらつき	ばらつきで判断可能		左欄以外又はばらつきで判断不可能
	概ね50%以内	概ね80%以内	
出来形管理の状況			
非常に良い。	a	b	c
良い。	a'	b	c
やや良い。	b'	b'	c
上記に該当しない。	c	c	c

・ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

※ 表2

ばらつき	ばらつきで判断可能		左欄以外又はばらつきで判断不可能
	概ね50%以内	概ね80%以内	
品質管理の状況			
非常に良い。	a	a'	b
良い。	a'	b	b'
やや良い。	b	b'	c
上記に該当しない。	b'	c	c

・ 品質関係の測定方法や項目が設定されていない工事にあつては、

(土)別紙6② 250万円未満(設備工事)

簡易型考査項目別運用表

検査員用

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
2 施工状況	I 施工管理	優れている。		やや優れている。		○ 他の評価に該当しない。	やや劣っている。 (監督職員が文書による改善指示を行った。)	劣っている。 (監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。)
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形管理が優れている。	出来形管理がbより優れている。	出来形管理がやや優れている。	出来形管理がcより優れている。	○ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	II 品質	品質管理が優れている。	品質管理がbより優れている。	品質管理がやや優れている。	品質管理がcより優れている。	○ 他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	III 出来ばえ	優れている。		やや優れている。		○ 他の評価に該当しない。	劣っている。	